

御堂筋オータムパーティー2025 の開催にかかる
企画調整、警備及び運営等業務企画提案募集要項

1 業務の趣旨

御堂筋パーティー実行委員会（構成団体＝大阪府、大阪市、関係団体。以下「実行委員会」という。）では、大阪のメインストリートである御堂筋において、非日常的なオンラインコンテンツを実施し、一層の話題性を高めることで、大阪の魅力を国内外へ広く発信するプロモーションイベントを実施します。また、大阪・関西万博閉幕後もその熱気や話題性を継承し、より多くの方に大阪に来ていただけるよう興味・関心を一層高める大阪のプロモーションを展開します。

本業務は、このイベントの実施に係る企画調整、警備及び運営等を行うものです。

本事業は、「令和7年度大阪府及び大阪市の予算」が成立することを前提に事業化される、停止条件付きの事業です。

本事業に係る事業予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

2 委託業務内容

(1) 業務名称

御堂筋オータムパーティー2025 の開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務（以下「本件委託業務」という。）

(2) 業務内容

詳細は、別添「御堂筋オータムパーティー2025 の開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

ア 事業全般に係る企画調整及び運営業務

（総合企画、広報、事業内容に係る調整、運営管理等）

イ 自主警備、交通規制に係る業務（会場及び周辺の警備、交通誘導、規制広報等）

ウ 会場設営及び搬入出に係る業務（資機材、什器類等の搬入出及び設営撤去等）

エ 協賛獲得に係る業務（協賛の獲得等）

オ その他付帯業務（各種申請に必要な図面資料等の作成等）

(3) 業務全体概要

ア イベント名称

御堂筋ランウェイ 2025

イ 開催日時（予定）

令和7年11月3日（月・祝日）12時～16時

交通規制開始・解除時刻：別途協議の上決定する

ウ 開催エリア（予定）

淀屋橋交差点～船場中央3交差点（約1.1km）

※なお、開催日時、開催エリアについては、警察等関係者と協議し、変更する場合があります。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

(5) 契約上限金額：260,106,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※事業を実施する上でやむを得ない事由が生じた場合は、契約金額を変更することがあります。

(内訳)

- ①国内外への魅力発信事業：195,568,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）
（仕様書 1 頁 2 事業の概要 (2)開催エリア、内容 ア参照）
②御堂筋開放事業：64,538,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）
（仕様書 1 頁 2 事業の概要 (2)開催エリア、内容 イ参照）

(6) その他

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、有識者の審査委員による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「契約候補者」という。）と契約条件を協議のうえ契約を締結します。

3 企画提案概要

本件企画提案の際は、本書面のほか「仕様書」、「御堂筋オータムパーティー2025 提案書作成要領」及び「御堂筋パーティー実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」の内容についても十分理解のうえ参加すること。

(1)国内外への魅力発信事業について

■提案事項

- 大阪のメインストリートである御堂筋において、多くのメディアに広く取り上げられるよう国内外の人々を惹きつける非日常的なオンリーワンコンテンツを実施し、大阪の魅力を全国及び海外へ強力に発信できる企画を提案すること。
○大阪・関西万博閉幕後もその熱気や話題性を継承し、より多くの方に大阪に来ていただけるよう、興味・関心を一層高める企画を提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- ・イベントの構成については、万博閉幕後の大阪の魅力を国内外に強く発信できるよう、大阪にゆかりのある音楽・芸能・キャラクター等コンテンツを実施するなど、独創的で圧倒的なパフォーマンスを備えた企画を提案すること。
- ・御堂筋の長さを活かしたインパクトあるコンテンツを提案すること。
- ・会場のどこからでも楽しめるようコンテンツを提案するなど来場者に配慮した企画を提案すること。
- ・過去の実施内容と同規模以上の発信力のある企画を提案すること。
- ・一般参加型のパレードをメイン企画とする提案は不可とする。

【これまでの実施状況】

開催年	主なコンテンツ	テレビ・新聞・雑誌の掲載回数	来場者数
2015	・F1（フェラーリ）走行 ・100 台のフェラーリスーパーカー集結	51 回	45 万人
2016	・リオオリンピック銀メダリストによるリレーパフォーマンス ・蜷川実花さんによる和装ファッションショー ・中村壺太郎さんによる歌舞伎パフォーマンス	78 回	25 万人

2017	・荻野目洋子さんと登美丘高校ダンス部によるライブパフォーマンス ・スポーツテーマのファッションショー（ゲストモデル：岡崎朋美さん、すみれさん） ・オリンピック金メダリストのアリソン・フェリックスさんによるスペシャルラン ・万博誘致アンバサダーのダウントアウンによるスペシャルランウェイ	88回	30万人
2018	・コブクロによるストリートライブ ・繊維の街・大阪デニムファッションショー（ゲストモデル：大谷亮平さん、森星さん） ・リアル恐竜体験プロジェクト「DINO-A-LIVE」 ・万博誘致アンバサダーのダウントアウンによるスペシャルランウェイ	84回	40万人
2019	・東京スカパラダイスオーケストラによるオープニングライブ ・ピカチュウの大作進 ・東京ディズニーリゾート®・スペシャルパレード	42回	40万人
2022	・大阪・関西万博アンバサダーのコブクロによるオフィシャルテーマソング歌唱 ・ユニバーサル・スタジオ・ジャパンによるパフォーマンスショー ・大阪・関西万博アンバサダーのダウントアウンによるスペシャルランウェイ	78回	30万人
2023	・GENERATIONS による開幕スペシャルパフォーマンス ・アン ミカ、中条あやみらによる万博ユニフォームファッションショー ・MISIA によるスペシャルプログラム	35回	30万人
2024	・松平健によるマツケンサンバランウェイ ・JO1 スペシャルパフォーマンス ・東京ディズニーリゾート®スペシャルパレード ・コブクロスペシャルライブ	49回	70万人

(2) 御堂筋開放事業について

■提案事項

○新たな体験や飲食の提供など、「国内外への魅力発信事業」と連動し、来場者の満足度を向上させるような企画を提案すること。

（企画の例）

各種体験・企業協賛ブース、ケータリング、休憩エリアなど

【提案にあたっての留意事項】

- ・上記(1)「国内外への魅力発信事業」と一体的に実施し、調和の取れた内容とすること。

<(1)(2)共通留意事項>

- ・本事業を委託するのにふさわしいテーマ・内容となっていること。
- ・事業の実施に必要な事項がすべて網羅された事業計画となっていること。また、計画性・

実現性が高い内容となっていること。

- 公道を使用することに係る特性や規制等を踏まえた提案であること。
- 内容に独自性があり、新しい魅力が引き出されていること。
- 過去の御堂筋イベントを知らない人でも興味を持てるものであること。
- イベント参加者以外にも広く国内外の人への周知効果を発揮するため、メディアの積極的活用方策について、具体的かつ効果的な提案がなされていること。

(3) イベント実施体制について

■提案事項

○上記(1)(2)のイベントの実施にあたって自主警備及び交通規制計画、会場設営及び搬入計画並びに協賛獲得等について、具体的に提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- 警備、交通誘導、規制等について、警察、地元関係機関等と十分な協議・調整を行うこと。テロ対策及び雑踏事故等対策にも留意し、安全な警備計画を策定、提案すること。
- 広告協賛、プログラム協賛等、合理的かつ効果的に協賛を獲得すること。

4 日程

公募開始	令和7年3月17日(月)
説明会参加申込書提出期限	令和7年3月24日(月)正午まで
説明会	令和7年3月25日(火)午前10時30分
質問事項の提出締切	令和7年4月3日(木)午後5時まで
質問事項に対する回答	令和7年4月10日(木)午後5時まで
提案書等の提出期限	令和7年4月24日(木)午後5時まで
審査会	令和7年5月上旬～中旬頃
審査結果通知等	令和7年5月中旬～下旬頃

5 応募資格

本件企画提案の応募資格は、次に定める内容を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。ただし、共同企業体が応募する場合は、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち、代表となる者（以下「代表構成員」という。）を定め、かつ、構成員のいずれかが(8)に定める内容を、代表構成員は(9)に定める内容を満たしていることとします。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれか

に該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
 - ウ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
 - エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- (7) 府又は大阪市を当事者の一方とする契約（府又は市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、府又は市が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (8) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の認定を受けていること（府の区域外に主たる事業所を有する者にあつては、同法第 9 条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。）。
- (9) 過去に、同種事業について誠実に履行を完了した実績を有すること。なお、同種事業とは次に示すア及びイを満たすものであること。
 - ア 幹線道路に交通規制を実施し当該幹線道路を会場として開催した事業であること。
 - イ 雑踏整理及び交通誘導に 300 名以上の警備員を運用した事業であること。

6 失格事項

応募提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。応募提案者が契約候補者に決定した後、契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 5 の応募資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった

場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）
- (4) 契約上限金額及び各事業金額を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 本件企画提案の審査会（審査委員によるプレゼンテーション審査）の時刻に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 「御堂筋パーティー実行委員会公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得」に違反した場合
- (8) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

7 説明会の実施について

- (1) 説明会の開催日時について

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催します。応募を検討している方はできる限り出席してください。

ア 日時 令和7年3月25日（火）午前10時30分（受付開始 午前10時15分）

イ 場所 大阪府咲洲庁舎37階 会議室小

大阪市住之江区南港北1-14-16

アクセスについては、次のURLをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/location/location16.html>

- (2) 説明会参加申込書について

ア 提出方法

- ・別紙様式1「御堂筋オータムパーティー2025の開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務説明会参加申込書」を電子メールで提出してください。電話、ファクシミリでの申込みは受け付けません。
- ・電子メールの「件名」に「【説明会参加申込：御堂筋オータムパーティー2025 プロポーザルについて】」と記載して送付してください。
- ・電子メール送信後は、必ず、到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。

イ 受付期間

令和7年3月17日（月）から同年3月24日（月）正午まで《必着》

ウ 申込書提出先

実行委員会事務局

（大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ）

・電子メール：toshimiryoku-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

・電話番号：06-6210-9304

8 質問の取扱いについて

- (1) 受付方法

ア 質問は、別紙様式2-1「御堂筋オータムパーティー2025 質問票」により受け付けます。

イ 質問は、別紙様式2-1を電子メールで送信された場合のみ受け付けます。口頭、電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けません。

ウ 共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて電子メールを送信してください。

エ 電子メールの「件名」に「【質問：御堂筋オータムパーティー2025 プロポーザルにつ

いて】と記載して送付してください。

オ 補足資料等のファイルを添付する場合には、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビ PDF 形式にしてください。なお、電子メールのサイズは 5MB を限度とします。

カ 電子メール送信後は、必ず、到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。

(2) 質問提出先

実行委員会事務局

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ)

・電子メール：toshimiryoku-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

・電話番号：06-6210-9304

(3) 質問受付期間

令和 7 年 3 月 25 日（火）から令和 7 年 4 月 3 日（木）午後 5 時まで《必着》

受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(4) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、別紙様式 2-2「御堂筋オータムパーティー2025 質問と回答」にとりまとめたうえで、令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 5 時までに、御堂筋オータムパーティー2025 のホームページに掲載します。

(御堂筋オータムパーティー2025 のホームページアドレス)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/party/index.html>

(注 1) 企画提案に影響を及ぼす重要な質問の内容等については、受付期間内に回答を掲載する場合があります。

(注 2) 質問の個別対応は行いません。

9 提案にかかる提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

指定の書類について、「正本」1 部、「副本」9 部を提出してください。

ア 企画提案応募申請書：正本 1 部（別紙様式 3）

イ 提案書

①国内外への魅力発信事業：正本 1 部（別紙様式 4-1）、副本 9 部（別紙様式 5-1）

②御堂筋開放事業：正本 1 部（別紙様式 4-2）、副本 9 部（別紙様式 5-2）

ウ 応募金額提案書：正本 1 部（別紙様式 6） ※別紙内訳のみ：副本 9 部

エ 業務担当予定者の経歴：正本 1 部（別紙様式 7）

オ 業務実績申告書：正本 1 部（別紙様式 8）

カ 共同企業体での応募の場合は、次の書類を提出：正本各 1 部

(ア) 共同企業体届出書（別紙様式 9）

(イ) 共同企業体協定書（別紙様式 10）

(ウ) 委任状（別紙様式 11）※構成員が支店等の場合のみ

(エ) 使用印鑑届（別紙様式 12-1）※代表構成員が代表取締役の場合

(オ) 使用印鑑届（別紙様式 12-2）※代表構成員が受任者の場合

キ 誓約書（参加資格関係）：正本 1 部（別紙様式 13）

ク 添付書類：正本各 1 部

(ア) 代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書（禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明）【※個人の場合のみ】

(イ) 法務局が発行する成年後見登記に係る代表者の登記がされていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が無いことの証明）【※個人の場合のみ】

(ウ) 登記事項全部証明書（登記簿謄本）【※法人の場合のみ】

(エ) 府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

(オ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

(カ) 大阪市域内に事業所がある場合、3月末時点において納期が到来している、大阪市税に係る徴収金を完納していることがわかる領収書

(キ) 財務諸表の写し

(正本1部、副本1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

④キャッシュフロー計算書 ※作成している場合は提出してください。

(ク) 警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証又は標識の写し(府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証又は標識の写し及び大阪府公安委員会に同法第9条に基づき提出している届出書の写し)

(ケ) 事業実績に関する説明資料(契約書表紙の写し、実施報告書等)

(注1)上記(ア)から(オ)については、発行日から3ヶ月以内のものとします。

(注2)共同企業体での応募の場合、上記(ア)から(キ)については構成員全てに係るものを、(ク)については認定を受けたいすれかの構成員に係るものを、(ケ)については代表構成員に係るものを提出してください。

(2) 提案書類等の返却

提案書類等は、理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。なお、本件委託業務に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3) 提案書類等の不備

提案書類等に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(4) その他

ア 応募は、1者1提案とします。(共同企業体の構成員として参加する場合を含む。)

イ 提案書類は、モノクロ(白黒)、カラーどちらでも可。

ウ 「正本」「副本」をそれぞれA4サイズのフラットファイル(紙製、A4縦型)に綴って提出してください。その際、「正本」については背表紙に提案事業タイトル「御堂筋オータムパーティー2025 事業提案書」及び「提案団体名」を記入してください。また、「別紙様式5-1、5-2」については、PDF化しDVDに格納のうえ1部提出してください。

エ 「副本」については、個人名、企業名及び社章など応募提案者が特定できる内容を記入しないでください。(表紙及び背表紙を含む。)

オ 提案に要する経費は、全て応募提案者の負担とします。

カ 提出時には一切の質問に応じません。

キ 提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。(実行委員会事務局が補正等を求める場合を除く。)

ク 提案書類に虚偽の記載をした者は、本件委託業務への応募資格を失うものとします。

ケ 実現可能性を十分考慮した事業内容を提案してください。なお、本事業において、企画した提案を受託者の責めにより実行できない場合、来年度以降、本事業に加え、大阪府市が構成員である他の実行委員会の事業の企画提案審査において、減点対象となる可能性があります。

(5) 提出方法

事務局への持ち込みのみとします。(郵送等による提出は認めません。)

(6) 提出期限

令和7年4月24日(木)午後5時まで《必着》

・受付時間：平日9:00~17:30(ただし、令和7年4月24日(木)は午後5時まで)

(7) 提出先

実行委員会事務局

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ)
大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37 階
電話番号 06-6210-9304

10 審査の方法

(1) 審査会（審査委員によるプレゼンテーション審査）

ア 応募提案者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、審査委員が提案内容を審査します。その審査結果を踏まえ、事務局において契約候補者を決定します。

プレゼンテーション審査の日時は、事前にお知らせします。

プレゼンテーションは、「9 提案にかかる提出書類及び提出方法（1）提出書類及び提出部数 イ 提案書」をもとに実施してください。プレゼンテーション用の追加資料は認めません。

プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できませんのでご了承ください。

イ 審査後、契約締結までの間に契約候補者が失格となった場合には、次点の提案者を採用します。

ウ 審査項目の基準点は全審査項目の合計点の6割とし、基準未満の場合は契約候補者及び次点者として選定しません。

エ 審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

オ プレゼンテーションの時間は、1 提案者あたり概ね30分程度（質疑応答含む。）を予定しています。

(2) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 審査及び契約候補者の決定方法

本件業務内容及び企画提案に求める内容、視点等を踏まえ、最も優れた提案を行った提案者1者を選定するため、次の審査項目及び配点に基づき採点します。

最高得点の提案者が2者以上の場合は受託金額が最も低額の者を契約候補者とします。

なお、受託金額も同額である提案者が2者以上ある場合は、くじにより契約候補者を決定します。

（審査項目及び配点）

審査項目	配点	審査内容・着眼点
(a) 企画内容及び情報発信力	45 点	・ 企画内容（人を惹きつける魅力的な企画、来場者に配慮した企画、万博閉幕後の大阪の魅力を強く PR する企画等） ・ プログラム遂行能力（提案内容の実現性等） ・ 総合運営力（運営管理、組織・実施体制、協賛金獲得等）

	25 点	・情報発信力（パブリシティ活動、首都圏及び海外メディアを活用した発信等）
(b) 自主警備、交通規制計画	15 点	・警備等にかかる安全対策、計画遂行能力等 ・警備員の配置、運用計画の合理性 ・交通規制資材の配置計画〔効果や安全等〕、広報・誘導計画
(c) 会場設営及び搬入出計画	10 点	・施設の搬入出、設営撤去計画の安全性・合理性 ・計画遂行能力等
(d) 価格点	5 点	・価格点の算定式 満点（5 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格
合 計	100 点	

12 結果等の公表

審査結果

審査を行った全提案者に通知します。また、選定過程の透明性を確保する観点から、次の内容について御堂筋オースタムパーティー2025 ホームページで公表します。

- ア 契約候補者の名称、評価点及び選定理由（評価ポイント）
- イ 全提案者の名称（申込順）
- ウ 全提案者の評価点（得点順とします。提案者が2 者の場合、次点の者の評価点は公表しません。）
- エ 審査委員の氏名
- オ 全体講評（議事の要旨）
（御堂筋オースタムパーティー2025 のホームページアドレス）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/party/index.html>

13 その他

- (1) 提案書類等は、当該募集に関する報告等に必要と認める場合及び条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、提案者の許可を得なければ公表しません。
- (2) 本件委託業務の受託者は、本件に関わる業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととします。
- (3) 関係機関協議の結果等により、提案内容の一部が実施できない場合があります。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1 項に規定する誓約書（別紙様式 14）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、契約を締結しません。
- (5) 契約候補者との間で、具体的事業内容及び契約内容について合意に達しない場合や、正当な理由なく契約に応じない場合は、契約候補者としての選定を取り消して次点の者を新たな契約候補者とします。
- (6) 契約候補者として決定した日から契約締結日までの間において、「5 応募資格（6）」イ又はエのいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (7) 契約候補者として決定した日から契約締結日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
ア 「5 応募資格（6）」ア又はウのいずれかに該当する者
イ 府又は大阪市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (8) 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、契約書（案）第3条第1 項に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- (9) (8)の規定にかかわらず、契約書（案）第3条第2 項のいずれかに該当するときは、契約

保証金の全部又は一部を免除します。

- (10) 当該公募に係る重要事項が生じた際は、連絡事項として下記ホームページに掲載するため、定期的に確認してください。

(御堂筋オータムパーティー2025 のホームページアドレス)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/party/index.html>

なお、連絡事項を確認しなかったことによる応募提案者が被った損害について、実行委員会は一切の責めを負いません。